

集積回路についての知的財産に関する条約

1989年5月26日ワシントンで採択

目次

- 第1条 同盟の設立
- 第2条 定義
- 第3条 この条約の対象
- 第4条 保護の法的形式
- 第5条 内国民待遇
- 第6条 保護の範囲
- 第7条 使用，登録及び開示
- 第8条 保護期間
- 第9条 総会
- 第10条 国際事務局
- 第11条 この条約の特定の規定の修正
- 第12条 パリ条約及びベルヌ条約の保障条項
- 第13条 留保
- 第14条 紛争解決
- 第15条 条約の締約国となるための手続
- 第16条 この条約の効力発生
- 第17条 この条約の廃棄
- 第18条 この条約の正文
- 第19条 寄託者
- 第20条 署名

第1条 同盟の設立

締約国は、この条約のための同盟を形成する。

第2条 定義

この条約の適用上、

(i) 「集積回路」とは、複数の素子(少なくとも1の能動素子を含む。)及び結線の一部又は全部が、一片の材料の内部及び/又は表面に不可分の状態で形成され、かつ、電子的機能を果たすよう意図された製品(最終形態であるか中間形態であるかを問わない。)をいう。

(ii) 「回路配置(topography)」とは、表現の如何を問わず、集積回路の素子(少なくとも1つの能動素子を含む。)及び結線の一部若しくは全部の三次元上の配置又は製作が意図されている集積回路のためのその三次元上の配置をいう。

(iii) 「権利者」とは、適用される法令に従い、第6条に規定する保護の受益者と認められる自然人又は法人をいう。

(iv) 「保護されている回路配置」とは、この条約に規定する保護の条件を満たす回路配置をいう。

(v) 「締約国」とは、国又は(x)の要件を満たしている政府間機関であってこの条約を締結しているものをいう。

(vi) 「締約国の領域」とは、国については当該国の領域をいい、政府間機関については、当該政府機関の設立条約が適用される領域をいう。

(vii) 「同盟」とは、第1条の同盟をいう。

(viii) 「総会」とは、第9条の総会をいう。

(ix) 「事務局長」とは、世界知的財産機関の事務局長をいう。

(x) 「政府間機関」とは、世界の何れかの地域の国によって構成され、この条約が規律する事項に関して権限を有し、回路配置に関する知的財産の保護を定め、すべての構成国を拘束する独自の法令を有し、かつ、その内部手続に従いこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入が正当に委任されているものをいう。

第3条 この条約の対象

(1) [回路配置の保護の義務]

(a) 締約国は、その領域において、この条約に従い、回路配置についての知的財産の保護を確保する義務を負う。特に、締約国は、第6条の規定に従って違法とされる行為の防止を確保するための適切な措置及び当該行為が行われた場合の適当な法的救済措置を確保する。

(b) 集積回路に関する権利者の権利は、集積回路が物品に組み入れられているか否かを問わず適用する。

(c) 第2条(i)の規定に拘らず、締約国は、自国の法令が回路配置の保護を半導体集積回路の回路配置に制限している場合は、当該法令がその制限を有している限りその制限を適用することができる。

(2) [創作性の要件]

(a) (1)(a)の規定に基づく義務は、創作された回路配置について適用する。「創作された」とは、回路配置の創作者自身の知的努力の結果であり、創作の時に回路配置の創作者及び集積回路の製造業者の間でありふれたものでないことをいう。

(b) ありふれた素子及び結線の組合せから成る回路配置は、組合せが全体として(a)に定める条件を満たす場合にのみ保護される。

第4条 保護の法的形式

締約国は、この条約に基づく義務の履行を、回路配置に関する特別法又は著作権法、特許法、実用新案法、意匠法、不正競争防止法その他の法律若しくはこれらの法律の組合せの何れによっても行うことができる。

第5条 内国民待遇

(1) [内国民待遇]

第3条(1)(a)に規定する義務を遵守することを条件として、締約国は、回路配置についての知的財産の保護に関し、自国の領域内において、次の者に自国民に与える待遇と同一の待遇を与える。

(i) 他の締約国の国民であるか又は他の締約国の領域に住所を有する自然人

(ii) 法人又は自然人であって、他の締約国の領域において回路配置の創作又は集積回路の製造のための現実かつ真正の営業所を有する者

(2) [代理人、送達の宛先及び司法上の手続]

(1)の規定に拘らず、代理人の選任若しくは送達の宛先の選定又は司法上の手続において外国人に適用する特別規則については、締約国は、内国民待遇を適用しなくともよい。

(3) [政府間機関への(1)及び(2)の規定の適用]

締約国が政府間機関である場合は、(1)に規定する「国民」とは、当該政府間機関の構成国の国民をいう。

第6条 保護の範囲

(1) [権利者の許諾を必要とする行為]

(a) 締約国は、権利者の許諾を得ないで行われる次の行為を違法とする。

(i) 保護されている回路配置の全部又は一部を複製すること(集積回路への組み込みによるか他の方法によるか問わないものとし、第3条(2)に規定する創作性の要件を満たさない部分を複製する行為を除く。)

(ii) 保護されている回路配置又は保護されている回路配置を組み込んだ集積回路を輸入し、販売しその他の商業上の目的で頒布すること

(b) 締約国は、(a)の規定により特定される行為以外のものについても、権利者の許諾を得ないで行われる場合は、違法とすることができる。

(2) [権利者の許諾を必要としない行為]

(a) (1)の規定に拘らず、(1)(a)(i)に規定する複製行為が権利者の許諾を得ないで行われる場合において、当該複製行為が第三者により私的な目的で又は単なる評価、解析、研究若しくは教育の目的で行われるときは、締約国は、当該複製行為を違法としてはならない。

(b) (a)に規定する第三者が保護されている回路配置(この規定において「第1の回路配置」という。)の評価又は解析に基づき、第3条(2)に規定する創作性の要件を満たす回路配置(この規定において「第2の回路配置」という。)を創作した場合は、当該第三者は、第1の回路配置の権利者の権利を害するとみなされることなく、第2の回路配置を集積回路に組み込む

ことができるものとし、また、第2の回路配置について(1)に規定する行為を行うことができる。

(c) 権利者は、第三者により独立して創作された同一の創作性のある回路配置について権利を行使することができない。

(3) [権利者の承諾を得ない使用に関する措置]

(a) (1)の規定に拘らず、締約国は、その法制において、権利者の許諾を得ないで、第三者による(1)に規定した行為のすべての実施について、非常事態において、非排他的実施権(以下「強制ライセンス」という。)を付与する行政上若しくは司法上の権限の可能性を規定することができる。これは、前記第三者が、通常の商業的慣行によって、権利者からその許諾を得るための努力がなされ、その努力が不成功に終わった後に、付与当局が、その権限により極めて重要と思われる国益を保護するために必要であるものとして、強制ライセンスの付与が根拠づけられた場合に適用される。強制ライセンスは当該国の領域内のみで実施するために利用されなければならない。この場合、前記第三者による権利者に対する適切な報酬の支払対象としなければならない。

(b) この条約の規定は自由競争を保障するため及び権利者による濫用を防止するために、法の適用において、その行政上又は司法上の権限による正式手続後に、強制ライセンスの付与を含む措置を適用するため、締約国の自由に影響を与えてはならない。

(c) (a)若しくは(b)に規定した強制ライセンスの付与は法的審理の対象としなければならない。(a)で規定する何れの強制ライセンスも同号で規定した条件が存在しなくなったときは、取り消されるものとする。

(4) [善意で取得した侵害集積回路の販売及び頒布]

(1)(a)(ii)の規定に拘らず、締約国は、同条項の規定する何れかの行為を行い又は命ずる者が、違法に複製された回路配置を組み込んだ集積回路を取得した時において、当該集積回路が違法に複製された回路配置を組み込んでいることを知らず、かつ、知るべき合理的な理由を有していなかった場合は、当該集積回路に関する同条項に規定する行為の遂行を違法とする義務を負わない。

(5) [権利の消尽]

(1)(a)(ii)の規定に拘らず、同条項に規定する行為が保護されている回路配置又は保護されている回路配置が組み込まれた集積回路について行われる場合において、これらが権利者により又は権利者の承諾を得て市場に出されたものであるときは、締約国は、権利者の許諾を得ないで行われた当該行為を合法とすることができる。

第7条 使用、登録及び開示

(1) [使用を要求する権能]

締約国は、回路配置が単独で又は集積回路に組み込まれて世界の何れかの場所で通常の商業的利用が行われるまで、当該回路配置の保護を行わないことができる。

(2) [登録及び開示を要求する権能]

(a) 締約国は、回路配置の登録の申請が行われ、権限のある公の機関に対し正式に提出され又は当該当局により登録されるまで、回路配置を保護しないことができる。締約国は、申請に際して、回路配置の写し又は図面及び集積回路が商業的に利用されている場合は、当該集積回路の見本の提出を、集積回路が果たすことを意図している電子的機能に関する情報と共

に求めることができる。ただし、申請人は、回路配置を特定するために十分な部分が提出されることを条件として、写し又は図面のうち集積回路の製作方法に関連する部分を除外することができる。

(b) (a)の規定に従い登録の申請が要求される場合は、締約国は、権利者が世界の何れかの場所で最初に集積回路の回路配置を通常に商業的に利用した日から一定期間内に、当該申請を行うことを要求することができる。その期間は、当該日から起算して少なくとも2年とする。

(c) (a)の規定による登録は、手数料の支払を条件とすることができる。

第8条 保護期間

保護は、少なくとも8年とする。

第9条 総会

(1) [構成]

(a) 同盟は、締約国で構成する総会を有する。

(b) 各締約国は代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる一人の代表によって代表されるものとする。

(c) (d)の規定に従うことを条件として、各代表団の費用は、その代表団を任命した締約国が負担する。

(d) 総会は、国際連合の総会において確立した慣行に従い開発途上国とみなされる締約国の代表団の参加を容易にするため、世界知的財産機関に対して財政援助を与えることを求めることができる。

(2) [任務]

(a) 総会は、同盟の維持及び発展並びにこの条約の適用及び運用に関する事項を取り扱うものとする。

(b) 総会は、この条約の改正会議の招集を決定し及びその準備に関する指示を事務局長に与える。

(c) 総会は、第14条の規定により総会に与えられる任務を遂行し及び当該手続の財政を含む同条に定める手続の細目を決定する。

(3) [投票]

(a) 国である各締約国は1の票を有するものとし、及びその国の名においてのみ投票することができる。

(b) 政府間機関である締約国は、この条約の構成国である締約国であり、かつ、投票を行った時に代表を出している当該政府間機関である構成国の数と等しい票の数をもって、その当該政府間機関である複数の構成国に代わって投票権を行使する。如何なる政府間機関も、その構成国の何れかが投票に加わった場合は、投票権を行使することができない。

(4) [通常会期]

総会は、事務局長の招集により2年毎に通常会期として会合しなければならない。

(5) [手続規則]

総会は、臨時会期の招集、定足数の要件、及びこの条約の規定に従うことを条件とする各種の決定につき必要とされる多数決規則を含む総会の手続規則を制定しなければならない。

第 10 条 国際事務局

(1) [国際事務局]

(a) 世界知的財産機関の国際事務局は、次のことを行わなければならない。

(i) 同盟の管理業務並びに総会により明示的に与えられた任務を遂行すること

(ii) 基金が利用可能であることを条件として、国際連合の総会において確立された慣行に従い開発途上国とみなされた国である締約国の政府に、請求により、技術援助を提供すること

(b) 如何なる締約国も、財政上の義務を負わない。特に、同盟の構成国のために国際事務局への分担金を納付することを要請されない。

(2) [事務局長]

事務局長は、同盟の首席の職員となり、かつ、同盟を代表する。

第 11 条 この条約の特定の規定の修正

(1) [総会による特定の規定の修正]

総会は、第 2 条(i)及び(ii)並びに第 3 条(1)(c)、第 9 条(1)(c)及び(d)、第 9 条(4)、第 10 条(1)(a)、第 14 条に含まれる定義を修正することができる。

(2) [修正案の発議と告示]

(a) (1)に規定するこの条約の規定の修正についての修正案は、締約国又は事務局長がこの条約に基づいた発議をする。

(b) 前号の提案は、遅くとも総会による審議の 6 月前迄に事務局長が締約国に通知する。

(c) 如何なる提案も、第 16 条(1)の規定に基づくこの条約の効力発生から 5 年の経過前にはすることができない。

(3) [必要とされる多数]

(1)に規定する修正の総会による採択は、投票数の 5 分の 4 以上を必要とする。

(4) [効力発生]

(a) (1)に規定するこの条約の規定の修正は、その修正が採択された時に総会の構成国であった締約国の 4 分の 3 から、それぞれの憲法上の手続に従って行われた受諾書による通告を事務局長が受領した後 3 月で効力を生ずる。この規定に従って受諾された同項に規定するこの条約の規定の修正は、その修正が採択された時に総会の構成国であるすべての国及び政府間機関又はその後に締約国となるすべての国及び政府間機関を拘束する。ただし、その修正の効力が生ずる前に第 17 条に従ってこの条約の廃棄を通告した締約国を除く。

(b) (a)に規定する必要とされる 4 分の 3 の決定に当たっては、政府間機関によってなされた通告は、その構成国の何れの構成国も通告を行っていない場合に限り、考慮に入れるものとする。

第 12 条 パリ条約及びベルヌ条約の保障条項

この条約は、産業財産の保護に関するパリ条約及び文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約に基づく締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

第 13 条 留保

この条約についての留保は、これを行ってはならない。

第 14 条 紛争解決

(1) [協議]

(a) この条約の解釈又は適用に関する紛争が生じた場合は、締約国は、他の締約国に注意を喚起することができるものとし、また、他の締約国にその問題について協議に加わることを要請することができる。

(b) 前記の要請をされた締約国は、要請のあった協議のために十分な機会を速やかに与える。

(c) 協議を行う締約国は、相当の期間内に紛争について相互に満足すべき解決を得るように試みる。

(2) [他の解決手段]

(1)に規定する協議により相当の期間内に相互に満足すべき解決が得られない場合は、紛争当事国は、斡旋、調停、仲介及び仲裁のような、その紛争の円満な解決に向かわせることを意図した他の手段に委ねることに合意することができる。

(3) [委員会]

(a) 相当の期間内に紛争が、(1)に規定する協議により満足すべき解決が得られない場合、又は(2)に規定する手段が円満な解決に向かわず若しくは円満な解決をもたらさない場合は、総会は、紛争当事国の書面による要請により、当該問題を審査するため3名からなる委員会を召集する。委員会の構成員は、紛争当事国が別段の合意をしている場合を除くほか、何れの紛争当事国からであってはならない。委員会の構成は、総会が作成する指名された政府専門家の名簿から選任する。委員会の付託条件は、紛争当事国の合意に基づくものとする。その合意が3月以内に得られない場合は、総会は、紛争当事国及び委員会の構成員と協議した後に、委員会の付託条件を決める。委員会は、紛争当事国及び他の関係締約国に対してその意見を提出するための十分な機会を与える。紛争当事国の双方が手続の中止を求める場合は、その手続を中止する。

(b) 総会は、前号の専門家の名簿の作成についての規則、及び締約国の政府専門家である委員会の構成員を選任する方法についての規則、並びに手続及び手続の関与者が秘密にすることを意図した資料の秘密性の保障を含む委員会の手続についての規則を作成する。

(c) 紛争当事国が、委員会の手続が終結する前にそれらの間で合意している場合を除くほか、委員会は速やかに報告書を作成するものとし、紛争当事国に対しその意見のためにその報告書を提供する。紛争当事国はその紛争について相互に満足すべき解決を得るために一層長い期間に合意している場合を除くほか、委員会は、紛争当事国に対して委員会に意見の報告書を提出するために妥当な期間を与える。委員会は、その意見を考慮に入れるものとし、総会にその報告を速やかに伝達する。報告は、事実及び紛争解決のための勧告を含むものとし、該当する場合は、紛争当事国の意見を添付するものとする。

(4) [総会の勧告]

総会は、委員会の報告を速やかに検討する。総会は、意見の一致により、この条約についての解釈及び委員会の報告に基づき紛争当事国に対し勧告する。

第 15 条 条約の締約国となるための手続

(1) [資格]

(a) 世界知的財産機関又は国際連合の構成国は、この条約の締約国となることができる。

(b) 第2条(x)の要件を満たす政府間機関は、この条約の締約国となることができる。政府間

機関は、この条約によって規制される事項に関わる権能及びその後の変更について事務局長へ通知する。ただし、政府間機関及び構成国は、この条約に基づく義務を逸脱することなく、この条約に基づき義務の履行に関するそれぞれの責任を決定することができる。

(2) [加入]

国又は政府間機関は、次の何れかの手続により、締約国となることができる。

(i) 署名し、その後の批准書、受諾書又は承認書を寄託すること、又は

(ii) 加入書を寄託すること

(3) [文書の寄託]

(2)に規定する文書は、事務局長に寄託する。

第 16 条 この条約の効力発生

(1) [最初の効力発生]

この条約は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した最初の 5 の国又は政府間機関については、その 5 番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後 3 月で効力を生ずる。

(2) [最初の効力発生が適用されない国及び政府間機関]

この条約は、(1)に含まれない国又は政府間機関については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した後 3 月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が、寄託された批准書、受諾書、承認書又は加入書において指定されている場合は、この条約は、その国又は政府間機関について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(3) [効力発生するとき既存の回路配置の保護]

締約国は、この条約が当該締約国について効力を生じたときの既存の回路配置について、この条約を適用しない権利を有する。ただし、この規定が、この条約に基づく国際的な義務以外のもの又は当該締約国の法制により当該回路配置が当該締約国の領域内で享受することができる保護に影響を与えないことを条件とする。

第 17 条 この条約の廃棄

(1) [通告]

何れの締約国も、事務局長に宛てた通告によりこの条約を廃棄することができる。

(2) [発効日]

廃棄は、事務局長が廃棄の通告を受領した日の後 1 年で効力を生ずる。

第 18 条 この条約の正文

(1) [原本]

この条約は、ひとしく正文である、英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による原本 1 通を作成する。

(2) [公定翻訳文]

事務局長は、関係政府と協議の上、総会が指定する他の言語による公定翻訳文を作成する。

第 19 条 寄託者

事務局長は、この条約を寄託する。

第 20 条 署名

この条約は、1989年5月26日から1989年8月25日までアメリカ合衆国政府において、1989年8月26日から1990年5月25日まで世界知的財産機関の本部においてそれぞれ署名のために開放しておかなければならない。